

逗子市海岸法施行取扱条例の一部を改正する条例（案）の骨子

1. 条例改正の趣旨

小坪漁港区域内の国有海浜地（小坪5丁目地内の小坪コミュニティセンター裏の整地）については、市が漁港管理者として管理しており、現在、東京オリンピック大会セーリング競技の協力用地として使用しています。大会終了後の正式な活用方法については、（仮称）小坪海浜地域活性化計画を策定する過程で検討する予定としていますが、計画策定から実施まで数年を要する見込みです。こうした中、計画が策定されるまでの間の暫定的な活用方法として、地域からの要望もあり、かつ、市内外からの来訪者の利便性を図ることで漁業振興に寄与することができる「事業者による駐車場運営」を検討しており、その実施に向けて、海浜地の占用料金を定める「逗子市海岸法施行取扱条例」の一部改正を提案するものです。

2. 条例改正の概要

- ・附則の「別表」に新たに『駐車場』の項目を追加します。
- ・金額は、海岸法施行規則第5条に『近傍類地の地代を考慮して定める』とあり、地価の変動を考慮する必要があること、「海岸保全区域」以外の「漁港区域」での占用料算定の根拠となる「逗子市小坪漁港管理条例」との均衡も考慮する必要があることから、同条例の『上記に掲げるもの以外の目的のための占用』と同等の算定式とします。
- ・漁業振興に寄与する駐車場を想定しており、原則として一団の土地に係るものに限ります。

3. 別表追加項目（案）

区分	単位	金額
駐車場	占有面積 1平方メートル1月	近傍類地の1平方メートル当たりの価格× (4/100)×(1/12)の算式により算定した額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

- 6 駐車場は、原則として一団の土地に係るものに限る。なお、近傍類地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

【参考】

小坪漁港管理条例 別表 2 占用料

占用物件	占用料	
	単位	金額
上記に掲げるもの以外の目的のための占用	占用面積 1 平方メートルにつき、1 月	近傍類地の 1 平方メートル当たりの価格 × (4 / 100) × (1 / 12) の算式により算定した額 (この額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

- 6 近傍類地の 1 平方メートル当たりの価格は、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 341 条第 10 号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額 (この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) とする。